

初めて障がいの福祉と 出会うあなたへ・2

～「障がい」ってなに？（その1）～

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
（公社）発達障がい連盟 発達障がい白書・JLニュース編集長
内閣府障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員
厚生労働省障がい児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

「障が^いいい」とは？

辞書によると「障がい」とは

1. さまたげること。また、あることをするのに、さまたげとなるものや状況のこと
2. 個人的な原因や社会的な環境により、心や身体上の機能が十分に働かず、活動に制限があること

→ 今回の研修会では「2」の意味が中心となります

出典：デジタル大辞泉

障がい者基本法における定義は？

障がい者基本法第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障がいがある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

医学モデルと 社会モデル

障がいの「医学モデル」ってなに？

1. 障がいの医学モデルとは、一般的に障がいの状態を病気やケガといった健康状態がもたらしたもので、何らかの器質的・機能的な個人の心身機能が原因であると捉える考え方のことです
2. たとえば、脳梗塞で肢体不自由となった人がいた場合に「脳血管系の病気で手足がマヒしていることが障がいである」という捉え方をするのが、医学モデルといえます

障がいの「医学モデル」ってなに？

3. そのため、障がいがあるのかないのか、重いのか軽いのかは、一義的に医学的な診断によって定められることとなります
4. 現在、日本における障がい者手帳は基本的に医学モデルが採用されており、身体・知的・精神の各障がい者手帳は、必ず専門の医師や児童相談所などの心理師による診断（判定）によって障がいの有無、重い軽いが定められています

障がいの「社会モデル」ってなに？

1. これに対し、障がいの社会モデルとは、本人の何らかの機能障がいは前提としつつ、日常生活を送る上で障壁（バリア）となる状況が社会側の都合でもたらされていると捉える考え方のことです
2. たとえば、脳梗塞で肢体不自由となった人がいた場合に「街中に段差が多く、思うように移動できないことが障がいである」という捉え方をするのが、社会モデルといえます

障がいの「社会モデル」ってなに？

3. そのため、生活上の障がいがあるのかないのか、重いのか軽いのかは、一義的に社会の側のあり方によって定められることとなります
4. 世界的には社会モデルが有力となっており、日本においても一部の法律で障がいの社会モデルが採用されており、たとえば障がい者差別解消法では障がい者手帳の有無ではなく、「現に障がい状態があるのかないのか」が対象者判断のポイントとなります

「障がい」はどこにあるのか

○突然ですが、
「障がい」とは、どこにあるのでしょうか？

(車いすの方・・・**医学モデルでは病気やケガによる肢体不自由**)



「障がい」はどこにあるのか

○突然ですが、
「障がい」とは、どこにあるのでしょうか？

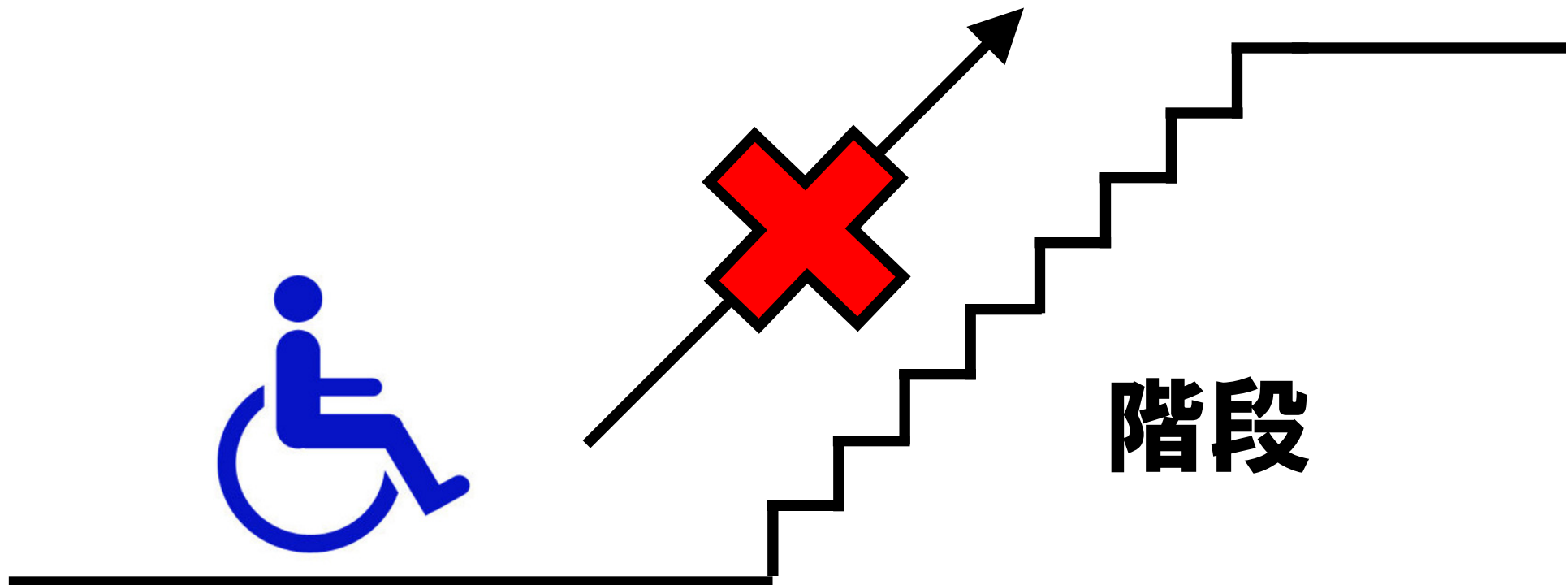
(車いすの方)



「障がい」はどこにあるのか

○階段しかないので、2階には上がれない

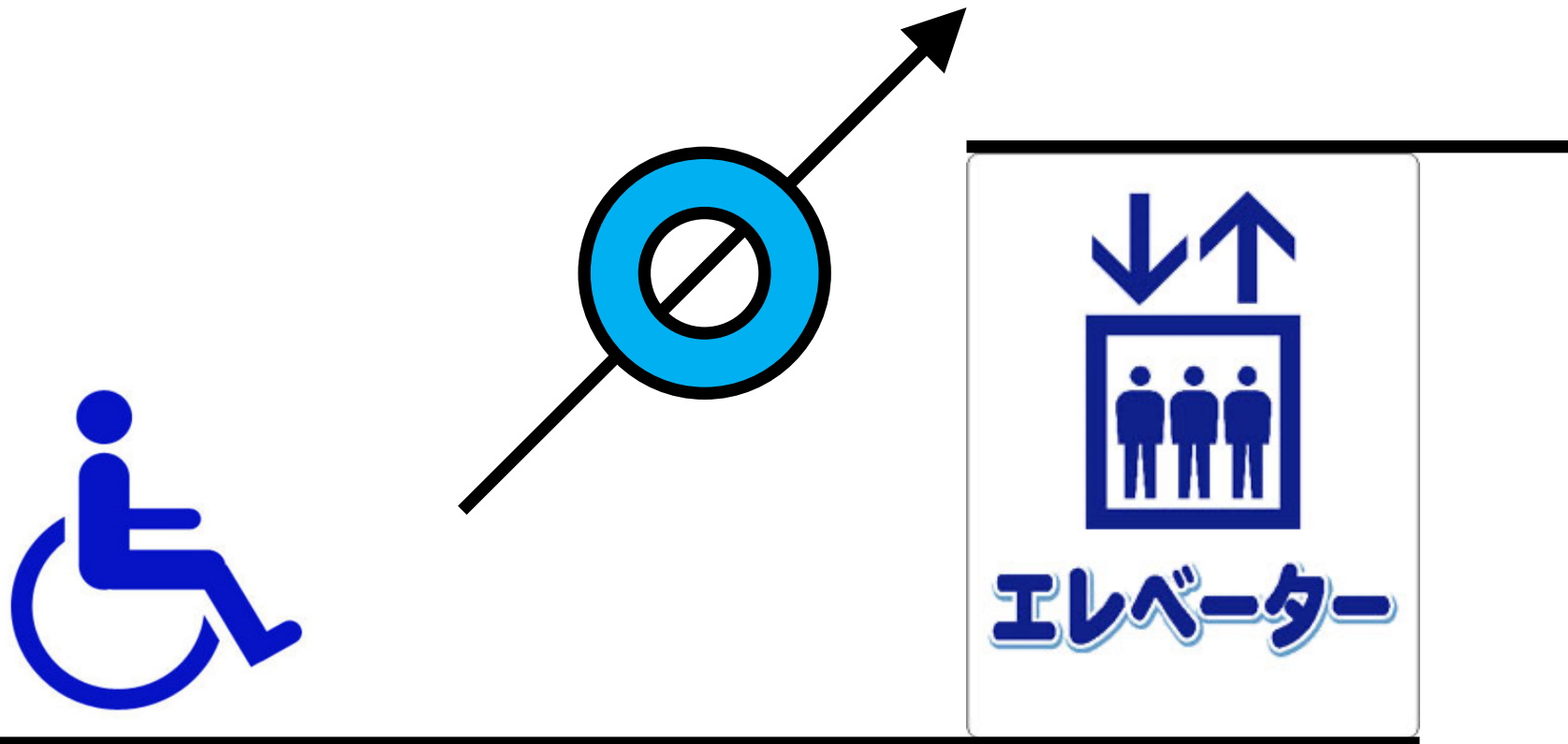
⇒ 段差のため垂直移動に「障がい」がある



「障がい」はどこにあるのか

○エレベーターがあれば、2階に上がれる

⇒ 段差が解消され、垂直移動の「障がい」がなくなった！



「障がい」はどこにあるのか

○車いすの方は、何も変わっていない

○変わったのは、あくまでも周囲の環境

⇒「障がい」とは、障がい者本人の機能障がいだけを指すのではなく、周囲の環境(社会)側のさまざまな障壁(バリア)によって生じるもの

⇒これが、世界の潮流となる考え方(いわゆる「社会モデル」)



「障が^いがいい」の定義・1

「障がい」の定義・1

1. 先ほど整理したとおり、日本における「障がい」の定義は法律によって異なりますが、障がい者手帳を所管する法律では、すべて医学モデルが採用されています
2. 冒頭の障がい者基本法の定義では社会モデルの考え方が示されていますが、何らかの障がいがあることが前提となっており、医学モデルが間違いということではありません

障がい者基本法における定義は？（再掲）

障がい者基本法第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障がいがある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

「障がい」の定義・1

3. 日本における主な障がい者関係法である「身体障がい者福祉法」「知的障がい者福祉法」「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」「発達障がい者支援法」における障がい定義は次のとおりです
4. ただし、知的障がい者福祉法には障がい定義が存在しないため、国の公的資料から定義に相当する部分を抜き出しています

身体障がい者福祉法における定義は？

身体障がい者福祉法第4条（定義）

この法律において、「身体障がい者」とは、別表に掲げる身体上の障がいがある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障がい者手帳の交付を受けたものをいう。

身体障がいについては、手帳がないと「障がい者」として認められません

知的障がい者福祉法における定義は？

厚生労働省「知的障がい児（者）基礎調査」における知的障がいの表記

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの

知的障がいについては、手帳制度はあるものの、法律に「障がい」の定義がありません

精神保健福祉法における定義は？

精神保健福祉法第5条（定義）

この法律で「精神障がい者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

精神障がいについては、手帳制度はあり、手帳なしでも「障がい者」として認められます

発達障がい者支援法における定義は？

発達障がい者支援法第2条（定義）

この法律において「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

この法律において「発達障がい者」とは、発達障がいがある者であって発達障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち十八歳未満のものをいう。

発達障がいについては、法律上に
手帳制度の規定がありません

全体をまとめるとこんな感じ

障がい種別	法律上の定義	手帳制度の有無	備考
身体	定義あり、手帳がないと障がいではない	あり	たとえ全盲でも寝たきり状態でも、身体障がい者手帳を所持していない限りは身体障がい者ではない
知的	定義なし、手帳がなくても障がい認定	あり	療育手帳（愛の手帳）制度は国の通知で制度化されており、全国一律の判定基準になっていない
精神	定義あり、手帳がなくても障がい認定	あり	定義も手帳制度も法定化されているが、社会的な偏見などもあり手帳の取得は進んでいない
発達	定義あり、そもそも手帳制度がない	なし	定義はあるが手帳がないため、知的障がいを伴えば療育手帳、そうでなければ精神障がいの手帳が該当となる

その2へ続く

ご参考まで・・・（その1）

全国手をつなぐ育成会連合会

2020年4月から、一般社団法人として生まれ変わりました

<http://zen-iku.jp/>



または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくと
たいがいトップで表示されます。

QRコードはこちら！

ご参考まで・・・（その2）

あたらしいほうりつの本（2018年版）

全国手をつなぐ育成会連合会では、できるだけ読みやすく、障がい福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説した『あたらしいほうりつの本』を発行しています。



お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから！

<http://zen-iku.jp/publish/book>



ご参考まで・・・（その3）

賛助会員になると『手をつなぐ』が届きます！！

「手をつなぐ」は、知的な障がいのある当事者（本人・家族）に関しての各地の情報、わかりやすい制度の説明、各地で元気に活動する人たち、親の声、本人の声が満載の情報誌です。

賛助会員（年間4,100円）になると、毎月『手をつなぐ』をお届けいたします。

1か月あたり約350円！

ホームページ <http://zen-iku.jp/publish/tsuna>
(お問合せ)

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



ご参考まで・・・（その4）

「おたすけプラン」シリーズ大好評です！

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたすけプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総合保険」の3種類で、いずれも障がいのある人にもご加入いただけるよう、運用を工夫しています（障がい以外の理由で加入できない場合があります）。加入対象は、育成会の会員〔障がいのある人、障がいのある人の家族（親、きょうだい）、障がい福祉サービス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員〕の皆さまです。

（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）

専用ページは
こちらから！



おたすけプランシリーズの概要

(1) がんのおたすけプラン：日本人の2人に1人は患う「がん」に特化した保険

⇒ 告知事項をシンプルにしたことで、知的障がいのある本人が加入しやすく

(2) おたすけプラン・日ごろの備え：個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償

⇒ 日常生活での賠償トラブルを補償し、新型コロナウイルス感染を一部補償。自転車の自賠責も兼ねる。手ごろな価格でご加入可能。（年齢による保険料変動がなく、告知不要）

(3) 暮らしのおたすけプラン：所得補償に特化した保険

団体契約により**保険料10%割引!**

⇒ 病気やけがで長期休業（退職）になった場合に給与の60%程度を補償（精神疾患による休職も2年間補償）

知的障がい者を支える方向け
「暮らしのおたすけプラン」

所得補償保険
+ 葬祭費用等補償特約

知的障がい者本人
の安心・安全・健康をサポート

がん保険

日ごろの備え
個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン